

盛岡市男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本体制（第 9 条～第 11 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 12 条～第 22 条）

第 4 章 審議会（第 23 条～第 30 条）

第 5 章 雑則（第 31 条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。

人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。

よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 誰もが、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるこ

とにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。

(3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。

(5) 性別等 性別、性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)等をいう。

(6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス(配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。)、ハラスメント(性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。)その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることに
より、仕事と生活の調和が図られることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

(2) 誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

(3) 誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

(5) 誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、

職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止事項等)

第8条 何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。

2 何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制

(推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

(拠点施設)

第14条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。

(啓発活動)

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。

3 推進月間の期間は、市長が別に定める。

(教育及び学習の振興等)

第16条 市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第18条 市は、施策の実施に当たり、第2条第1号に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供しよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男

女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(災害対応)

第19条 市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。

(支援措置)

第20条 市は、性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。

(相談申出への対応)

第21条 市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

(苦情申出への対応)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要があると認めたときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第4章 審議会

(設置)

第23条 推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とす

る。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第27条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(審議会の議決の特例)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第30条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に定められている第2次盛岡市男女共同参画推進計画は、第9条第1項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。